

## 歴史的風土部会における今後の検討方向について

歴史的風土部会においては、国土交通大臣より社会資本整備審議会議長に対して平成15年4月14日に諮問した「大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。」を受けて、順次審議を進めてきていただいている。

大津市における新たな古都指定に関しては、平成15年7月29日に答申をいただき、それに基づき古都指定を行うとともに、平成16年10月7日にいただいた答申に基づき歴史的風土保存計画の決定等を行ったところである。

本審議会の前身にあたる歴史的風土審議会の平成10年3月の意見具申以来の課題である古都保存行政の理念の全国展開に関しては、平成17年6月に小委員会を設置して検討を進めていただき、昨年6月23日に「古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告」として、その方向性をとりまとめていただいたところである。

国土交通省としては、当該報告を受けて、古都保存法施行40周年に当たる昨年度、歴史的な風土の保存に対する国民意識の啓発と歴史的な風土を有する地域等自らの価値の再認識に資する取り組みとして、美しい日本の歴史的風土100選を関係団体の協力により実施したところであり、今年度以降も継続的にフォーラムを開催すべく検討しているところである。また、平成19年度予算において、歴史的な風土を活かしたまちづくりに関連する法制度や事業の仕組みを分かりやすく取りまとめたマニュアルの作成を進めることとしているほか、歴史的・文化的資産を活かしたまちづくりに資する事業として、新たに景観形成総合支援事業を創設したところである。さらに、今後も、古都を含め、歴史都市における歴史的な風土を活かしたまちづくりの推進のために法制度や事業の充実を図ることとしているところである。

一方、古都保存法に基づく取り組みとしては、昭和41年5月の第2回歴史的風土審議会における「政令都市の指定基準」に則って指定した10都市を対象に、その歴史的風土の保存を図ってきているが、開発圧力が相対的に低下している中で、住民の高齢化による管理の不行き届きなどにより歴史的な風土の消失が生じるなど、歴史的な風土の保存を取り巻く社会経済環境が古都保存法制定当時とは大きく変化してきている。

このため、今後、歴史的風土部会では、国が果たすべき役割の明確化の一つとして、国として保存・継承すべき歴史的風土の範囲を検討し、「政令都市の指定基準」を今日的な視点で見直して、現行の古都保存法の中での古都の追加指定の検討を進めるとともに、古都以外の都市における歴史的な風土の保存・継承を推進するための法制度や事業のあり方についても、具体的な内容の検討を進めることとしていただきたい。